

## 千葉県理学療法士等修学資金貸付条例

昭和五十八年三月十六日  
条例第一号改正 昭和六三年 三月二八日条例第一一号 平成 三年 三月 七日条例第一五号  
平成一二年一二月 八日条例第七七号 平成二七年 三月二〇日条例第一七号

## 千葉県理学療法士等修学資金貸付条例

題名改正〔平成三年条例一五号〕

(目的)

第一条 この条例は、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士又は視能訓練士（以下「診療放射線技師等」という。）を養成するため、将来、県内において診療放射線技師等の業務に従事しようとする者に対し、予算の範囲内で学資を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、もつて診療放射線技師等の充足に資することを目的とする。

一部改正〔平成三年条例一五号〕

(貸付けの対象)

第二条 知事は、次の各号に掲げる者であつて、将来、県内において診療放射線技師等の業務に従事しようとするものに対し、それぞれ当該各号に定める種類の修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることができる。

- 一 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号の規定により、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した診療放射線技師養成所に在学している者 診療放射線技師修学資金
- 二 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百七十七号）第十一条第一号の規定により、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した理学療法士養成施設に在学している者 理学療法士修学資金
- 三 理学療法士及び作業療法士法第十二条第一号の規定により、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した作業療法士養成施設に在学している者 作業療法士修学資金
- 四 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号及び第二号の規定により、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した視能訓練士養成所に在学している者 視能訓練士修学資金

一部改正〔平成三年条例一五号・一二年七七号・二七年一七号〕

(貸付金額)

第三条 修学資金の貸付金額は、月額二万五千元とする。

一部改正〔昭和六三年条例一一号〕

(貸付けの期間等)

第四条 修学資金は、次条第二項の規定による貸付けの決定の通知において定められる月から当該修学資金を借り受けようとする者が在学している養成施設（第二条各号に定める文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した養成所若しくは養成施設をいう。以下同じ。）の正規の修業期間を修了する月まで、毎月本人に無利子で貸し付けるものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成三年条例一五号・一二年七七号・二七年一七号〕

(貸付けの申請及び決定)

第五条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、連帯保証人二名を立て、知事に申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請があつたときは、選考のうえ、貸付けの可否を決定し、その旨を本人に通知するものとする。

(貸付けの決定の取消し等)

第六条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、前条第二項の規定による貸付けの決定を取り消すものとする。この場合において、知事は、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを行わないものとする。

- 一 死亡したとき。
  - 二 退学したとき。
  - 三 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
  - 四 その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められたとき。
- 2 知事は、借受人が休学し、停学の処分を受け、又は一月以上引き続いて欠席したときは、これらの事由の生じた日の属する月の翌月分から当該事由のやんだ日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないことができる。
- 3 知事は、借受人が正当な理由がなくて、この条例に基づく規則の規定により提出すべきものとされた届出、報告等を提出しないときは、修学資金の貸付けを一時保留することができる。

(返還)

第七条 借受人は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間（前条第二項の規定により貸付けを受けなかつた期間を除く。）に相当する期間（第九条の規定により返還が猶予されたときは、当該猶予期間を合算した期間とする。）内に借り受けた修学資金を月賦又は半年賦の均等払方式により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

- 一 前条第一項の規定により、修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。
- 二 養成施設を卒業した日から三月以内に診療放射線技師等の免許を取得しなかつたとき。
- 三 養成施設を卒業した日から三月以内に診療放射線技師等の免許を取得した後、直ちに、県内において診療放射線技師等の業務に従事しなかつたとき。
- 四 次条第一項の規定により返還の債務の免除を受ける前に、診療放射線技師等の業務外の事由により死亡し、又は県内において診療放射線技師等の業務に従事しなくなつたとき。

一部改正〔平成三年条例一五号〕

(返還の免除)

第八条 知事は、借受人に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- 一 養成施設を卒業した後（次条第三号の規定により修学資金の返還の猶予を受けるときは、同号に掲げる事由の消滅した後）、直ちに、県内において引き続き修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間（同号の規定により修学資金の返還の猶予を受ける期間を除く。）診療放射線技師等の業務に従事したとき。ただし、同号に掲げる事由がなくて、養成施設を卒業した日から三月以内に診療放射線技師等の免許を取得できなかつたとき及び診療放射線技師等の免許取得後、直ちに、県内において診療放射線技師等の業務に従事しなかつたときを除く。
  - 二 前号に規定する診療放射線技師等の業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。
- 2 知事は、前項に規定する場合のほか、借受人に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、貸し付けた修学資金のうち履行期が到来していない部分に係る返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

- 一 前項第一号に規定する場合を除くほか、養成施設を卒業した日から三月以内に診療放射線技師等の免許を取得した後（次条第三号の規定により修学資金の返還の猶予を受けるときは、同号に掲げる事由の消滅した後）、直ちに、県内において引き続き診療放射線技師等の業務に従事したとき。
- 二 前項第二号に規定する場合を除くほか、死亡し、又は災害、病気その他やむを得ない事由により、修学資金の返還ができなくなつたとき。

一部改正〔平成三年条例一五号〕

(返還の猶予)

第九条 知事は、借受人が次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還を猶予することができる。

- 一 第六条第一項第三号又は第四号の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消された後も引き続き当該貸付けの決定に係る養成施設に在学しているとき。
- 二 養成施設を卒業した日から三月以内に診療放射線技師等の免許を取得した後、直ちに、県内において診療放射線技師等の業務に従事しているとき。

三 前条第一項第二号及び第二項第二号に規定する場合を除くほか、災害、病気その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったとき。

一部改正〔平成三年条例一五号〕

(延滞利子の徴収)

第十条 借受人は、修学資金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき修学資金の額につき年十四・五パーセントの割合をもつて計算して得た額に相当する額の延滞利子を支払わなければならない。ただし、その計算して得た額が百円未満の場合は、この限りでない。

2 知事は、借受人が修学資金を返還すべき日までに返還しなかつたことについてやむを得ない事由があると認めるときは、前項の延滞利子を減免することができる。

(委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六十三年三月二十八日条例第十一号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の千葉県理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例の規定により貸付けを決定された者に係る修学資金については、改正後の千葉県理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成三年三月七日条例第十五号)

この条例は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成十二年十二月八日条例第七十七号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成二十七年三月二十日条例第十七号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。